

米国における 気候変動関連法制

新政権下でどうなる？

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

デビボイス・アンド・プリンプトン
外国法事務弁護士
(原資格国: 米国ニューヨーク州)
クリストファー・スミール

ニューヨーク州弁護士
スチュアート・ハマー

弁護士・ニューヨーク州弁護士
青山 直美

2017年、米国ではさまざまな分野で大幅な法制度の変更が見込まれている。環境分野もその例外ではない。トランプ次期大統領は温室効果ガスの削減を目指す法規制の緩和を公約しており、気候変動の存在自体を否定しているともいわれるマイロン・エベル氏を政権移行チームの米国環境保護庁(EPA)担当に選任している。

ただ、トランプ氏の公約が実現し、連邦レベルでの環境法整備が後退すれば、逆に各州レベルで温室効果ガス削減等を目指す動きが活発化し、州法の制定等の動きにつながる可能性もある。米国内で事業活動を行っている企業は注意する必要がある。

クリーン電力計画

米国議会は温室効果ガスの削減法制定に乗り気ではなかったため、オバマ政権はEPAによる規制を通じて温室効果ガスの削減を目指した。その目玉の一つが、クリーン電力計画(Clean Power Plan: CPP)である。CPPは、米国で最大の二酸化炭素排出源となっている石炭火力発電所等を対象とし、2030年までにその炭素排出量を05年の排出量に比べて30%余り削減するほか、二酸化硫黄や窒素酸化物等の大気汚染物質も大幅に削減

減しようとするものである。EPAは大気浄化法(Clean Air Act)に基づいてCPPを実行に移そうとしている。

しかし、米国の州の半数近くが、同法は連邦政府にそのような規制を行う権限を付与するものではなく、EPAによるCPPの実施は各州の炭素排出規制を行う権限を侵害し違憲であるなどとして、CPPの無効確認を求め訴訟を提起している。この訴訟の判決は2017年には出る見込みであるが、敗訴側が米国最高裁判所に上告することになれば、最終結論が出るにはさらに時間がかかるだろう。



Christopher Smeall
M&A、プロジェクトファイナンス、合弁等、国際的かつ複雑な案件を扱う。日本企業へのアドバイスの経験も豊富。ニューヨークおよびパリオフィスに勤務後、16年より東京在住。

もし裁判所がCPPは合憲であるという判断を下せば、トランプ氏が主張する、CPPの撤廃は難しくなるかもしれない。そうならば、トランプ政権がCPPを実施しないかもしれないのに、発電所側は温室効果ガス削減計画を立案せざるを得ない事態を招くおそれがある。

得ない事態を招くおそれがある。

他方、CPPが違憲であると考えれば、連邦政府には温室効果ガス削減の義務があるとして、環境保護団体等が訴訟を起こすかもしれない。その場合、トランプ政権は敗訴するまで事態を静観することも可能となろう。各州レベルでは、温室効果ガス削減法制が整備されることになるかもしれない。

パリ協定

トランプ氏は、2015年12月に採択された気候変動に関するパリ協定から米国は離脱するとしている。パリ協定は、いったん同意した国が数年内に正式に離脱すること

は難しい仕組みになっているが、協定の遵守を強制する仕組みは定められていない。そのため、トランプ政権がEPAに対して、米国では温室効果ガス削減策をとらないように指示することも考えられる。

炭素税 (カーボntax)

化石燃料に課税することにより温室効果ガスの排出コストを上げようという動きもある。炭素税の導入は、法規制により排出を削減するよりも効果が大きいといわれている。しかし、トランプ政権下で連邦レベルの炭素税が導入される可能性は小さい。

気候変動関連 リスクの開示

各州レベルでは、炭素税導入の余地はある。CPP等のEPAによる規制が無効とされればなおさらである。ただ、大統領選挙の日にワシントン州で行われた住民投票では、州レベルでの炭素税導入は否決されている。可決されていれば、州レベルで初の炭素税となるはずであった。

米国で証券法上の開示義務を負っている会社は、気候変動に関連するリスクの開示義務に、より注意する必要がある。連邦議会議員や環境保護団体、機関投資家等は、米国証券取引委員会(SEC)に対し、気候変動関連リスクの開示義務を強化し、違反の取締りを徹底するよう圧力をかけている。SECが提案している新たな開示義務には気候変動関連のものが含まれている。

2017年中には、SECが気候変動に関してさらに開示義務を追加し、違反を取り締まる動きが強まるかもしれない。

ただし、トランプ政権がSECに新委員(委員長を含む)を何人

か任命することになるから、SECによる規制はより保守的な方向へ向かうかもしれない。

州検事総長による 捜査

気候変動に関連する法律違反について、州の検事総長(State Attorney General)による取締りが行われ得ることに注意が必要である。近時、ニューヨーク州検事総長が大石石油会社と監査法人に対して、気候変動関連情報の開示に関する不正疑惑の捜査を行っていることが話題となった。他の州でも同様の捜査が行われるようになっており、今後トランプ政権が温室効果ガス対策を行わないならば、州レベルでの努力は継続されることとなる。

Debevoise & Plimpton LLP

1931年にニューヨークで設立。60年以上前から日本企業にも法的助言を行い、世界各地における各種案件に携わる。2016年3月に東京にデビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所を開設。

環境法の取扱いに関する詳細は
<http://www.debevoise.com/capabilities/practice-areas/environmental>
をご覧ください。



Stuart Hammer

さまざまな業種のM&A、合弁事業、ファイナンス等幅広い分野の案件において環境法に関する助言を行っている。環境法に関する実務的な著作も豊富。ニューヨークオフィス所属。



Naomi Aoyama

91年東京大学法学部卒業。94年弁護士登録。99年シカゴ大学ロースクール修士号(LL.M.)取得。99年よりニューヨークオフィスにてM&A、合弁案件等に従事。15年に帰国し、東京オフィスを開設。